

市民税・県民税申告書の手引き

- この手引きは、市民税・県民税申告書を作成する際の一般的な事項を説明しています。
- 申告についてお分かりにならない点がありましたら、税務課におたずねください。
- 申告書は笠間市ホームページからダウンロードできます。
なお、本庁税務課、笠間支所地域課、岩間支所地域課にも用意しています。
- 市民税・県民税申告は、所得税の確定申告の計算と同じ所が多数あります。この手引きをご覧になる際は、税務署が発行する「所得税の確定申告の手引き」も併せてご覧ください。

目次

手順1：氏名・住所などを記入する	……………	2ページ
手順2：収入金額等、所得金額を計算する	……………	3ページ
手順3：所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する	……………	4～8ページ
雑損控除・医療費控除・社会保険料控除	……………	5ページ
小規模企業共済掛金等控除・生命保険料控除		
地震保険料控除・寡婦（夫）控除	……………	6ページ
勤労学生控除・障害者控除・配偶者控除	……………	7ページ
配偶者特別控除・扶養控除	……………	8ページ
参 考：寄附金税額控除・ご不明点などの問合せ先	……………	9ページ
巻末資料：給与所得・公的年金等の雑所得の計算方法	……………	10ページ

☆手順 1 : 住所、氏名などを記入する

平成 年度 市民税・県民税 申告書

資料番号 指定番号	世帯番号 勤務先	整理番号	個人番号 行政区
笠間市長 殿 年 月 日 提出	現住所 〒 1/1住所 フリガナ 氏名	印	職業 電話番号 性別 世帯主名 続柄

記入箇所は、申告書表面のこちらです。

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項 (単位:円)

10 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害の金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の額
11 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	
	社会保険の種類	支払った保険料	
12 社会保険料控除	合 計		
	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
14 生命保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	

1 収入金額等	営業等	ア
	農 業	イ
	不 動 産	ウ
	利 子	エ
	配 当	オ
	給 与	カ
	公的年金等	キ
	雑 其 他	ク
	短 期	ケ
	長 期	コ
一 時	サ	

記入箇所の拡大図

平成 年度 市民税・県民税 申告書

笠間市長 殿 年 月 日 提出	資料番号 指定番号	世帯番号 勤務先	整理番号	個人番号 行政区
	現住所 〒			職業 電話番号
	1/1住所			性別
	フリガナ 氏名	印	生年月日	世帯主名 続柄

☆太枠網掛け部分の下記の事項について、記入します。

平成 年度市民税・県民税申告書	申告する年度 (※) を記入します。
年 月 日 提出	申告書提出年月日を記入します。
現住所	申告書提出の際にお住まいの現住所を記入します。
1 / 1 住所	1月1日現在の住所を記入します。
氏名・フリガナ	申告する方の氏名とフリガナを記入し、押印します。
生年月日	申告する方の生年月日を記入します。
職業	申告する方の職業を記入します。
電話番号	電話番号 (携帯電話も可) を市外局番から記入します。
性別	申告する方の性別を記入します。
世帯主名	申告する方の世帯主名を記入します。
続柄	世帯主から見た申告する方の続柄を記入します。

(※)市民税・県民税の申告はその前年中の所得や控除内容となります。市民税・県民税の申告年度と所得税の確定申告の年分とは、その対象となる年が同じだとしても表記上1年のずれが生じますので、申告書作成の際はご注意ください。

例:平成25年分確定申告書 ⇒ 平成26年度市民税・県民税申告書
上記の例の申告書は、いずれも平成25年1月から12月までの内容のものです。

※申告書に所得控除を記入する際には、以下の説明と合わせて4ページの図を参考にしてください。※

①所得税の確定申告の計算と同じ所得控除

10：雑損控除 ※明細書を添付	左記の4つの所得控除は、所得税の確定申告の計算方法と同様です。 (記入方法) ③の「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の欄にそれぞれの控除を受けるために必要な事項を記入します。 ④の「4. 所得から差し引かれる金額」の欄に所得税の確定申告と同様に計算した、所得控除の金額を記入します。
11：医療費控除 ※明細書を添付	
12：社会保険料控除 13：小規模企業共済 ※控除証明書等を添付	

②所得税の確定申告の計算と異なる所得控除

14：生命保険料控除 ※控除証明書等を添付	申告する方が、一般の生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を支払った際に、それぞれの保険料ごとに下記の計算表により計算した額を合算して控除を受けることができます。(市・県民税の控除額の上限は70,000円)	
	(記入方法) ③の記入欄にそれぞれ支払った保険料の区分ごとの合計金額を記入します。④の記入欄に下記の計算表により計算した控除金額を記入します。	
	☆生命保険料控除計算表	
	1. 平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)	
	12,000円以下	全 額
	12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円
	2. 平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)	
	15,000円以下	全 額
15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円	
70,001円以上	35,000円	
3. 新契約と旧契約の双方について保険料控除を受ける場合 一般生命保険料または個人年金保険料の控除額は、新契約・旧契約の計算方法でそれぞれ計算した金額を合算した額となります。(それぞれの保険料での限度額は28,000円)		

<p>15：地震保険料控除</p> <p>※控除証明書等を添付</p>	<p>申告する方が、地震保険料や旧長期損害保険料を支払った際に、下記の計算表により計算した額の控除を受けることができます。 (市・県民税の控除額の上限は25,000円)</p> <p>(記入方法) ③の記入欄にそれぞれ支払った地震保険料、旧長期損害保険料の合計金額を記入します。④の記入欄に下記の計算表により計算した控除金額を記入します。</p>		
	<p>☆地震保険料控除計算表</p>		
		支払った保険料の額	控除金額
	地震保険	50,000円以下	保険料×1/2
		50,001円以上	25,000円
旧長期 損害保険	5,000円以下	全額	
	5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円	
	15,001円以上	10,000円	
全体の地震保険料控除		地震保険料+旧長期損害保険料 (25,000円が上限)	

<p>16：寡婦（夫）控除</p>	<p>申告する方が、下記の区分に該当する場合は、寡婦（夫）控除を受けることができます。</p> <p>(記入方法) ③の記入欄の「寡婦（夫）控除」と以下の寡婦（夫）となった理由の欄にチェックします。④の記入欄に下記の自己が対象となる控除金額を記入します。</p>		
	<p>☆寡婦（夫）控除金額一覧表</p>		
		区分（要件等）	控除金額
	寡婦	①夫と死別・離婚した後、再婚していない方や生死不明などの方で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方	26万円
		②①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の方	30万円
③夫と死別した後、再婚していない方や生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方		26万円	
寡夫	妻と死別・離婚した後、再婚していない方や生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方	26万円	

17：勤労学生控除	<p>申告する方が、学生等で合計所得金額が65万円以下であり、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である場合、勤労学生控除を受けることができ、控除額は26万円となります。</p> <p>(記入方法) ③の記入欄に学校名を記入します。④の欄に控除金額を記入します。</p>
-----------	---

18：障害者控除	<p>申告する方及び控除対象配偶者、扶養親族（年少扶養も含む）の方の中に障害者に該当する方がいる場合、障害者控除を受けることができます。</p> <p>(記入方法) ③の記入欄に障害者の方の氏名を記入し、障害の程度にチェックします。④の記入欄に下記の対象となる控除金額を記入します。</p>
☆障害者控除金額一覧表	
控 除 金 額	
区 分	申告する方が 障害者の場合
障害者	控除対象配偶者又は扶養 親族の方が障害者の場合 (1人につき)
障害者	26万円
特別障害者(※1)	30万円
同居特別障害者(※2)	53万円
<p>(※1) 特別障害者に該当する主な例</p> <p>①身体障害手帳の障害等級が1級または2級に該当する方 ②精神障害手帳の障害等級が1級に該当する方 ③療育手帳の等級がAまたはマルAに該当する方 上記以外にも該当となる場合がありますので、詳細は税務課までお問い合わせください。</p> <p>(※2) 同居特別障害者とは、特別障害者に該当する人のうち、申告者本人又は配偶者もしくは申告者本人と生計を一にしているその他の親族のいずれかと同居を常況としている方をいいます。</p>	

19：配偶者控除	<p>生計を一にしている配偶者がおり、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除を受けることができます。</p> <p>(記入方法) ③の記入欄に配偶者の氏名、生年月日及び合計所得金額を記入します。④の記入欄に控除金額を記入します。また、扶養とする配偶者と別居している場合は、⑤の記入欄に配偶者の氏名、続柄、生年月日及び住所を記入します。</p>
☆配偶者控除金額一覧表	
区 分	控除金額
一般の控除対象配偶者	33万円
70歳以上の控除対象配偶者	38万円

20 : 配偶者特別控除	<p>生計を一にしている配偶者の所得に応じて、配偶者特別控除を受けることができます。ただし、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この控除は受けられません。</p> <p>(記入方法) ③の記入欄に配偶者の氏名、生年月日及び合計所得金額を記入します。④の記入欄に下記の所得に応じた控除金額を記入します。</p>	
	☆配偶者特別控除金額一覧表	
	配偶者の合計所得金額	控除金額
	380,000円以下	0円
	380,001円 ~ 449,999円	33万円
	450,000円 ~ 499,999円	31万円
	500,000円 ~ 549,999円	26万円
	550,000円 ~ 599,999円	21万円
	600,000円 ~ 649,999円	16万円
	650,000円 ~ 699,999円	11万円
	700,000円 ~ 749,999円	6万円
750,000円 ~ 759,999円	3万円	
760,000円以上	0円	

21 : 扶養控除	<p>申告する方と生計を一にしている親族の合計所得金額が38万円以下の場合は、扶養控除を受けることができます。</p> <p>(記入方法) ③の記入欄に扶養親族の氏名、生年月日、続柄、控除金額を記入し、同居か別居かにチェックします。④の記入欄に扶養控除金額の合計を記入します。また、別居している親族の方を扶養とする場合は、⑤の記入欄に扶養している方の氏名、続柄、生年月日及び住所を記入します。</p> <p>※16歳未満の年少扶養控除に該当する扶養親族がいる場合は、扶養控除金額は0円であっても、市・県民税非課税の所得判定に用いる扶養親族の人数に含まれるので、扶養している場合は名前を忘れずに記入してください。</p>	
	☆扶養控除金額一覧表	
	年少扶養(0歳~15歳)	0円
	一般(16歳~18歳、23歳~69歳)	33万円
	特定(19歳~22歳)	45万円
	老人(70歳以上)	38万円
	同居老親等(70歳以上かつ、本人もしくは配偶者の直系尊属)	45万円

☆参考：寄附金税額控除・ご不明点などの問合せ先

寄附金税額控除

※証明書を添付

市・県民税では、所得税の確定申告の様な所得控除としての寄附金控除はありません。

ただし、A：都道府県及び市区町村への寄附（いわゆるふるさと納税）、B：住所地の共同募金会及び日赤支部への寄附、C：茨城県、笠間市が条例により指定した団体への寄附については、寄附金税額控除の適用があります。

寄附金税額控除の詳しい内容や寄附を行った団体が茨城県や笠間市の条例に指定されているかについては、お手数ですが、税務課まで問い合わせてください。

（記入方法）

⑥の「14. 寄附金に関する事項」の欄に、A・B・Cの区分ごとに寄附金の合計額を記入します。

申告書裏面

記入箇所の拡大図

6. 給与所得の内訳
7. 事業・不動産所得に関する事項
8. 配当所得に関する事項
9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
10. 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項
11. 事業専従者に関する事項
12. 別居の扶養親族に関する事項
13. 配当割戻又は株式等譲渡所得割戻の税額に関する事項
14. 寄附金に関する事項
15. 事業税に関する事項

14. 寄附金に関する事項 (単位:円)

都道府県、市町村	
住所地の共同募金会、日赤支部	
条例指定分	県 市町村

⑥

◎市民税・県民税申告書の作成に関して、ご不明な点などがある場合には、お手数ですが下記の問い合わせ先までご連絡ください。

◎笠間支所及び岩間支所では、問い合わせを受け付けられませんので、ご注意ください。

（問い合わせ先）

笠間市役所 税務課市民法人税グループ

0296-77-1101（内線 112・113・115）

☆巻末資料：給与所得・公的年金等の雑所得の計算方法

I：給与所得の計算方法

給与等の収入金額	円 …… A
Aの金額	給与所得の金額
0円～ 650,999円	0円
651,000円～ 1,618,999円	A - 650,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨) →
1,800,000円～ 3,599,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨) →
3,600,000円～ 6,599,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨) →
6,600,000円～ 9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円～ 14,999,999円	A × 0.95 - 1,700,000円
15,000,000円～	A - 2,450,000円

II：公的年金等の雑所得の計算方法

65歳未満の方の計算

公的年金等の収入金額	円 …… A
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額
0円～ 700,000円	0円
700,001円～ 1,299,999円	A - 700,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	A × 0.75 - 375,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A × 0.85 - 785,000円
7,700,000円～	A × 0.95 - 1,555,000円

65歳以上の方の計算

公的年金等の収入金額	円 …… A
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額
0円～ 1,200,000円	0円
1,200,001円～ 3,299,999円	A - 1,200,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	A × 0.75 - 375,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A × 0.85 - 785,000円
7,700,000円～	A × 0.95 - 1,555,000円